

議案第 4 9 号

海老名市教育支援センター条例の制定について

海老名市教育支援センター条例を別紙のとおり定める。

平成 2 6 年 8 月 2 9 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

青少年に対する総合的な教育支援を行う施設を設置したいため

海老名市教育支援センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、海老名市教育支援センターの設置等に関し、必要な事項を定める。

(設置等)

第2条 青少年の健全な育成及び児童生徒の教育的支援を図るため、海老名市教育支援センター（以下「支援センター」という。）を設置する。

2 支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
海老名市教育支援センター	海老名市中新田392番地の1

3 支援センターの愛称は、「えびりーぶ」とする。

(事業)

第3条 支援センターは、次の事業を行う。

- (1) 青少年の健全な育成を図るための相談に関すること。
- (2) 特別支援教育に関すること。
- (3) 児童生徒指導（いじめの防止等を含む。）に関すること。
- (4) 教育支援教室に関すること。
- (5) その他支援センターの設置目的達成のために必要な事業

(職員)

第4条 前条に掲げる事業を遂行するため、支援センターに所長その他の必要な職員を置く。

(運営協議会の設置)

第5条 支援センターの事業を適正かつ円滑に進めるため、連絡協議機関として、海老名市教育支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

2 運営協議会は、委員16人以内をもって組織する。

3 運営協議会の委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから教育

委員会が委嘱する。

- 4 運営協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。
- 5 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年12月15日から施行する。

(海老名市青少年相談センター条例の廃止)

- 2 海老名市青少年相談センター条例（平成14年条例第15号）は、廃止する。

(海老名市青少年相談センター条例の廃止に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の海老名市青少年相談センター条例第5条第2項の規定により委嘱されている委員は、第5条第3項の規定により委嘱された委員とみなす。この場合において、当該委嘱された委員とみなされる者の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から平成27年3月31日までとする。

(海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第40号）の一部を次のように改正する。

「

青少年相談センター運営協議会委員
青少年相談センター主任相談員
青少年相談センター相談員
青少年相談センター主任指導員

別表第2中

を

青少年相談センター指導員
青少年相談センター専門補導員
青少年相談センター補導員

」

「

教育支援センター運営協議会委員
教育支援センター主任相談員
教育支援センター相談員
教育支援センター主任指導員
教育支援センター指導員
教育支援センター専門補導員
教育支援センター補導員

に改める。

」